

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和4年12月23日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 SUPER CENTER PLANT-5 刈羽店

所在地 刈羽郡刈羽村大字刈羽字大谷地3889番地 外

設置者 新潟県刈羽郡刈羽村

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（駐車場の自動車の出入口の数、小売業者の
開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯）に関する届出

公告日 令和4年8月12日

3 意見の概要

(1) 刈羽村からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和4年12月23日から令和5年1月23日まで